

重要事項説明書

(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)

介護医療院だんえんのご案内

(令和7年5月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人矢尾板記念会介護医療院だんえん
- ・開設年月日 令和5年5月1日
- ・所在地 栃木県日光市木和田島3008番地10
- ・電話番号 0288 (32) 2210 ・ファックス番号 0288 (32) 2211
- ・管理者名 矢尾板 亮
- ・介護保険指定番号 介護医療院 (09B0600020 号)

(2) 介護医療院の事業の目的

介護医療院の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供する事を目的とする。

(3) 介護医療院の運営方針

1. 施設は、施設サービス計画に基づき、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるようにするものとする。
2. 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を提供するように努めるものとする。
3. 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状態等に応じて妥当適切に療養を行うものとする。
4. 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
5. 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者設置）を講ずるものとする。
6. 施設は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(4) 施設の職員体制

職種	人員数	夜間	業務内容
・管理者	1 名	－	施設の運営、管理
・医師	1 名以上	併設医療機関 で対応	利用者の健康管理及び療養上の指導
・薬剤師	0.2 名以上	－	利用者に対する投薬と指導
・看護職員	10 名以上	看護・介護で 3 名	医師の診療補助、利用者の看護、施設 の保健衛生業務
・介護職員	15 名以上		利用者の日常生活全般にわたる介護 業務
・理学療法士等	適当数	－	利用者に対する運動療法、日常生活 動作訓練、物理的療法等の訓練の実 施
・管理栄養士 (栄養士)	老健職員 が対応	－	食事の献立、栄養計算等入居者に対 する栄養指導
・介護支援専門員、 支援相談員	1 名以上	－	利用者の施設サービス計画作成 利用者と家族の処遇上の相談、生活 相談及び援助、行政との連携
・診療放射線技師	適当数	－	診療用に供するエックス線装置を使用 しての検査の実施
・事務職員	適当数	－	施設における事務一般

- (5) 入居定員等
- ・定員 60 名（1 ユニット 10 名 6 ユニット）
 - ・居室 全室個室

2. サービス内容

サービス区分と種類	サービスの内容
施設サービス計画の作成	1 介護支援専門員が、利用者の心身の状態や生活状況の把握（アセスメント）を行い、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画を作成します。 2 作成した施設サービス計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し文書により同意を得ます。 3 施設サービス計画を作成した際には、利用者に交付します。 4 計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食事	1 管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。 2 可能な限り離床して食堂で食事を摂ることを支援します。
看護及び医学的管理の下 における介護	利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じた介護を行います。
入浴	1 入浴又は清拭を週 2 回以上行います。利用者の体調により当日入浴ができなかった場合は、清拭及び入浴日の振り替えで対応します。 2 寝たきりの状態であっても、特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。

サービス区分と種類	サービスの内容
排泄	排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を利用した援助を行います。
機能訓練	利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の状態に応じた栄養管理を行います。
口腔衛生の管理	利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
健康管理	医師や看護職員が健康管理を行います。
送迎	利用者の心身の状態、家族等の事情等により必要な場合は、居宅と施設間の送迎をご希望により行います。 (通常の送迎の実施地域：日光市の一部地域(旧今市市)、宇都宮市の一部地域(新里町、石那田町、上小池町、飯山町、篠井町)、鹿沼市の一部地域(板荷))
その他自立への支援	1 寝たきり防止のため、利用者の身体状況を考慮しながら可能な限り離床に配慮します。 2 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。
相談援助及びその他の支援	利用者の処遇上の相談、介護保険認定に係る行政手続きの代行を行います。

3. 協力医療機関等

当施設では、当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかな対応をしております。

【併設医療機関】	名 称	見龍堂医療福祉総合クリニック
	住 所	栃木県日光市木和田島 3 0 0 8 - 8
	電 話	0 2 8 8 - 3 2 - 2 - 2 1
【協力医療機関】	名 称	今市病院
	住 所	栃木県日光市今市 3 8 1
	電 話	0 2 8 8 - 2 2 - 2 2 0 0
【協力歯科医療機関】	名 称	宮本歯科医院
	住 所	栃木県日光市大沢町 3 5
	電 話	0 2 8 8 - 2 6 - 3 7 0 0

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 : 日曜日～金曜日の9時～17時30分(火曜日・金曜日のみ19時まで)の時間となります。必ず面会簿にご記入ください。
土曜日と祝日の面会は対応しておりません。(ただし、5/1～5/5と12/31～1/3の祝日は9時～17時30分まで可)
- ・外出 : 所定の届け出用紙により2～3日前にはご連絡ください。
- ・飲酒・喫煙 : 飲酒は禁止となります。喫煙は所定の場所をお願いします。

- ・火気の取扱い : ライター等は施設でお預かりさせていただきます。
- ・設備・備品の利用 : 本来の用法に誤った使用をし、破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
- ・所持品・備品等の持ち込み : 全てにお名前をご記入下さい。電気製品等を持ち込まれる際は、事務所へご連絡ください。
- ・金銭・貴重品の管理 : 盗難防止のため、持ち込まないようお願いいたします。
- ・施設外での受診 : 必要が生じた時は、まず当施設へご連絡ください。
- ・宗教活動 : 宗教活動は禁止します。
- ・ペットの持ち込み : 施設内への持ち込み、飼育はご遠慮ください。
- ・飲食物の持ち込み : 施設内への持ち込みは、食中毒防止の為ご遠慮ください。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 : スプリンクラー、消火器、消火栓、避難階段、自動火災報知器、非常通報装置、誘導灯、防火戸、防火カーテン等
- ・防災訓練 : 年2回（昼間想定1回、夜間想定1回）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には相談の専門員として介護支援専門員を配置しておりますので、お気軽にご相談ください。（電話0288-32-2210）

要望や苦情などは、介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

尚、以下の公的機関においても苦情の相談ができます。

日光市健康福祉部高齢福祉課	住 所	栃木県日光市今市本町1
	電 話	0288-21-5100
	FAX	0288-21-5105
栃木県国民健康保険団体連合会	住 所	栃木県宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル内
	電 話	028-643-2220
	FAX	028-643-5411

8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施なし。

9. 緊急時、事故発生時の対応

次頁「介護医療院だんえん緊急時の対応」により対応いたします。

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

介護医療院だんえん緊急時の対応

事 故	内 容	初 期 対 応	必 要 事 項
1. 転倒・骨折	利用者の転倒骨折事故	① 利用者の緊急処置 併設医療機関への連絡 見龍堂医療福祉総合クリニック ② 事故状況を確認 ③ 家族への連絡 ④ 担当職員による事故報告書の提出	・ 家族へ発生状況を詳しく説明（責任者・看護職員） ・ 事故報告書（内部）の作成（当事者） ・ 行政への報告
2. 怪我	利用者及び職員の怪我	① 対象者の緊急処置 ② 事故状況を確認 ③ 利用者の場合、家族への連絡 ④ 担当職員による事故報告書の提出	・ 家族へ発生状況を詳しく説明（責任者・看護職員） ・ 事故報告書（内部）の作成（当事者） ・ 行政への報告
3. 誤飲	利用者の誤飲事故	① 対象者の緊急措置 ② 事故状況を確認 ③ 家族への連絡 ④ 担当職員による事故報告書の提出	・ 家族へ発生状況を詳しく説明（医師・看護職員） ・ 事故報告書（内部）の作成（当事者） ・ 行政への報告
4. 伝染病	伝染性疾患が発見された場合	① 医師の診察、対応・指示を受ける ② 届出が必要な場合、保健所に連絡（医師） 県西健康福祉センター (0289-64-3125)	・ 行政への報告
5. 食中毒	集団下痢等があった場合	① 医師の診察、対応・指示を受ける ② 保健所に連絡（医師） ③ 保健所から対策の指示を仰ぐ 県西健康福祉センター (0289-64-3125)	・ 保存食のチェック ・ 行政への報告
6. 交通事故	利用者の送迎等	① 事故状況により怪我人の救急病院等への搬送 ② 警察、施設、保険会社への連絡 ③ 家族、居宅介護支援事業所への連絡 ④ 加害者、被害者との協議	・ 事故報告書（内部）の作成
7. 急死	利用者が突然死亡した場合	① 医師の診察 ② 死因が不明な場合 警察への連絡（医師） ③ 家族への連絡（医師）	・ 夜間に発見された場合は、周辺及び対象を動かさない。 ・ 事故報告書（内部）の作成
8. 自殺	利用者が自殺した場合	① 現場状況を保存 ② 警察への連絡（医師） ③ 家族への連絡（医師）	・ 夜間に発見された場合は、周辺及び対象を動かさない。 ・ 事故報告書（内部）の作成

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護について

1. 介護保険証等の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の「介護保険証」「介護保険負担割合証」及び利用者負担段階第1～3段階②の方は「介護保険負担限度額認定証」を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

当施設でのサービスは、日常的な医学管理と介護の両面を併せ持つサービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、利用者・家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

- ◇医療 : 介護医療院は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
- ◇機能訓練 : 原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。
- ◇生活サービス : 当施設利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）

A 保険給付の自己負担額①

※ 当施設は地域区分7級地に該当しておりますので、自己負担額は単位数に地域単価（10,14円）を乗じた金額から介護保険給付分を差し引いた金額になっております。

1) 施設サービス費／日

種別	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型Ⅱ型 介護医療院 短期入所療養介護 (1割負担)	923円	1029円	1259円	1356円	1444円
ユニット型Ⅱ型 介護医療院 短期入所療養介護 (2割負担)	1846円	2057円	2517円	2712円	2888円
ユニット型Ⅱ型 介護医療院 短期入所療養介護 (3割負担)	2769円	3085円	3775円	4068円	4332円

種別	要支援1	要支援2
ユニット型Ⅱ型 介護医療院 介護予防短期入所療養介護 (1割負担)	713円	868円
ユニット型Ⅱ型 介護医療院 介護予防短期入所療養介護 (2割負担)	1426円	1736円
ユニット型Ⅱ型 介護医療院 介護予防短期入所療養介護 (3割負担)	2139円	2604円

2) 加算

加算内容	1割負担	2割負担	3割負担
緊急短期入所受入加算（介護予防除く） 利用者の状態や家族等の事情でやむを得ない理由により緊急に利用した場合（7日を限度、家族の疾病等やむを得ない場合は14日）	92円／日	92円／日	274円／日
若年性認知症利用者受入加算 個別の担当者が特性やニーズに応じたサービスを提供した場合	122円／日	244円／日	365円／日

加算内容	1割負担	2割負担	3割負担
認知症行動・心理症状緊急対応加算 医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合（7日を限度）	203円/日	406円/日	609円/日
夜間勤務等看護加算（Ⅰ） 夜間の看護職員が15：1以上かつ2人以上の場合	24円/日	47円/日	70円/日
夜間勤務等看護加算（Ⅱ） 夜間の看護職員が20：1以上かつ2人以上の場合	15円/日	29円/日	43円/日
夜間勤務等看護加算（Ⅲ） 夜間の看護・介護職員が15：1以上かつ2人以上の場合	15円/日	29円/日	43円/日
夜間勤務等看護加算（Ⅳ） 夜間の看護・介護職員が20：1以上かつ2人以上の場合	7円/日	14円/日	21円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が80%以上の体制 ②介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上の体制 ※上記①～②のいずれかの場合	23円/日	46円/日	67円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が60%以上の体制	19円/日	37円/日	55円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上の体制 ②看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が75%以上の体制 ③利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続7年以上の割合が30%以上の体制 ※上記①～③のいずれかの場合	6円/日	12円/日	18円/日
送迎加算（片道につき） 入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行った場合	187円/回	373円/回	560円/回
送迎加算（片道につき） 入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行った場合（介護予防）	136円/回	272円/回	408円/回
療養食加算 医師の指示に基づく療養食を提供した場合（1日3回を限度）	9円/回	17円/回	25円/回

加算内容	1割負担	2割負担	3割負担
口腔連携強化加算 歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、口腔状態の評価を情報提供した場合（1月1回を限度）	51円／回	102円／回	153円／回
緊急時治療管理（限度額管理の対象外） 容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合（月3日を限度）	526円／日	1051円／日	1576円／日
生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 下記（Ⅱ）に加えて、3種類以上のテクノロジーを導入し効率化を図った場合	102円／月	203円／月	305円／月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 介護サービスの質の確保と職員の負担軽減のための委員会の開催や、1種類以上のテクノロジーを導入し効率化を図った場合	11円／月	21円／月	31円／月

B 保険給付の自己負担額②

※ 特別診療費の自己負担額は、単位数に10円を乗じた金額から介護保険給付分を差し引いた金額になっております。

加算内容	1割負担	2割負担	3割負担
特別診療費（感染対策指導管理） 常時感染対策（MRSA等の感染症対策）を講じている場合	6円／日	12円／日	18円／日
特別診療費（褥瘡対策指導管理（Ⅰ）） 定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合	6円／日	12円／日	18円／日
特別診療費（重度療養管理） 要介護4、5であって、常時頻回の喀痰吸引など計画的な医学管理を継続的に行った場合	125円／日	250円／日	375円／日
特別診療費（特定施設管理） 後天性免疫不全症候群に感染している場合	250円／日	500円／日	750円／日
特別診療費（特定施設管理） 後天性免疫不全症候群に感染している利用者を個室で対応した場合（上記の特定施設管理に加えて）	300円／日	600円／日	900円／日
特別診療費（医学情報提供（Ⅰ）） 病院での診療の必要性があり、退所時に利用者の診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合	220円／回	440円／回	660円／回
特別診療費（医学情報提供（Ⅱ）） 診療所での診療の必要性があり、退所時に利用者の診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合	290円／回	580円／回	870円／回

加算内容	1割負担	2割負担	3割負担
特別診療費（理学療法（Ⅰ）・作業療法） 理学療法・作業療法個別に行った場合（1日20分で月10回を限度、11回目以降は所定単位数の100分の70）	123円／回	246円／回	369円／回
特別診療費（言語聴覚療法） 言語聴覚療法を個別に行った場合（1日20分で月10回を限度、11回目以降は所定単位数の100分の70）	203円／回	406円／回	609円／回
特別診療費（リハビリ計画策定） 理学療法・作業療法においてリハビリテーション計画を策定し、継続的にリハビリテーションの質を管理している場合	480円／月	960円／月	1440円／月
特別診療費（入所生活リハビリ管理指導） 理学療法・作業療法において日常生活の自立に必要な日常動作の訓練及び指導を月2回以上行った場合（月1回を限度）	300円／月	600円／月	900円／月
特別診療費（理学療法・作業療法・言語聴覚療法 手厚い専従職員の配置） 専従する各療法士を2名以上配置し理学療法を行った場合	35円／回	70円／回	105円／回
特別診療費（摂食機能療法） 摂食機能障害のある利用者に対し、摂食機能療法を行った場合（1日30分で月4回を限度）	208円／回	416円／回	624円／回

C 保険給付の自己負担額③

※ 「A 保険給付の自己負担額①」と「B 保険給付の自己負担額②」の合計に、それぞれの利率分のご負担をお願いいたします。

加算内容	利率
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 下記の（Ⅱ）に加えて、経験技能のある介護職員を一定以上配置している場合 （1月の保険給付の合計金額に、右記を乗じた金額を算定）	5.1％／月
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 介護職員等の確保に向けて、職場定着のための取り組み、職場環境の改善、見える化等の取り組みを行った場合 （1月の保険給付の合計金額に、右記を乗じた金額を算定）	4.7％／月

D 保険給付対象外の自己負担額

(1) 食費・滞在費

※食費の内訳は、第4段階の方は朝560円、昼700円（おやつ代込み）、夕630円で設定されています。特定入所者の方は朝430円、昼540円（おやつ代込み）、夕475円で設定されています。

※当施設は、施設区分のユニット型個室に該当します。室料・光熱水費相当分としてお支払いいただきます。

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300円/日	600円/日	1000円/日	1300円/日	1890円/日
滞在費	880円/日	880円/日	1370円/日	1370円/日	2350円/日

(2) その他費用

項目	料金
日用生活品費 石鹸、シャンプー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご希望によりご利用いただく場合	340円/日
教養娯楽費 倶楽部やレクリエーションで使用する折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、DVDソフト等の費用であり、施設で用意するものをご希望によりご利用いただく場合	220円/日
電気代（1点につき） 利用者のご希望により、私物の電気製品を持ち込みご利用される場合	50円/日
特別食（行事食） 施設における行事等において、利用者のご希望により特別食（お弁当等）を提供した場合	500円/回（税込）
送迎費 通常の実施地域を越えた場合（1km当たり）	10円/km
健康管理費 インフルエンザ予防接種等に係る費用で、予防接種を希望された場合	実費 （市区町村により異なる）
診断書代 診断書を作成した場合	実費
理美容代 美容師の出張により理髪・美容サービスを利用した場合	実費
謄写代 ご希望により謄写した診療録等を提供した場合	20円/頁（税込）

(3) 支払い方法

- 毎月10日に、前月分の請求書を発行しますので、お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- お支払い方法は、現金・口座振込み・口座振替の三つの方法いずれかでお支払いください。現金・口座振込みの場合はその月の末日までにお支払いください。口座振替の場合はその月の26日（金融機関が休みの場合は翌営業日）に振替いたします。尚、口座振込みを利用された場合の、振込み手数料はご本人（ご家族）に負担していただきます。

個人情報利用目的

(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)

介護医療院だんえんでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【入居者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護医療院内部での利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ・ 入退去等の管理
 - ・ 会計・経理
 - ・ 事故等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・ 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関または保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
 - ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・ 当施設において行われる学生の実習への協力
 - ・ 当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
外部監査機関への情報提供

〔その他〕

- 当施設の広報を目的としたもののうち
 - ・ 医療・介護関連参考書籍への写真・記事の掲載
 - ・ 関連機関インターネットホームページ・広報誌への写真・記事の掲載